

名古屋 市公報	平成29年12月20日 第1238号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目次	ページ
規則	
○ 市長代理順序規則の一部を改正する規則	
(総務・行政改革推進室)	(第97号) 6

告	示
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課) (第765号) 7
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課) (第766号) 10
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第767号) 12
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課) (第768号) 14
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課) (第769号) 15
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第770号) 16
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課) (第771号) 17
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更	(健福・保護課) (第772号) 19
○ 生活保護法による指定施術機関の廃止	(健福・保護課) (第773号) 20
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第774号) 21
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第775号) 22
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第776号) 28

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第777号)	30
○ 事後調査結果報告書(供用開始後)について	(環境・地域環境対策課)	(第778号)	32
○ 見解書について	(環境・地域環境対策課)	(第779号)	34
○ 公聴会について	(環境・地域環境対策課)	(第780号)	36
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定	(健福・介護保険課)	(第781号)	38
○ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(健福・介護保険課)	(第782号)	40
○ 指定居宅介護支援事業者の指定	(健福・介護保険課)	(第783号)	42
○ 指定地域密着型サービス事業者の廃止	(健福・介護保険課)	(第784号)	43
○ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(健福・介護保険課)	(第785号)	44
○ 指定居宅介護支援事業者の廃止	(健福・介護保険課)	(第786号)	45
○ 介護保険指定特別給付事業者の指定	(健福・介護保険課)	(第787号)	46
○ 介護保険指定特別給付事業者の廃止	(健福・介護保険課)	(第788号)	47
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について	(観光・名古屋城総合事務所)	(第789号)	48
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について	(観光・名古屋城総合事務所)	(第790号)	50
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第791号)	52
○ 名古屋都市計画特定街区の変更	(住都・都市計画課)	(第792号)	54
○ 名古屋都市計画生産緑地地区の変更	(住都・都市計画課)	(第793号)	55
○ 名古屋都市計画地区計画の決定	(住都・都市計画課)	(第794号)	56
○ 特定計量器定期検査の実施	(市経・消費流通課)	(第795号)	57
○ 守山土木事務所長の職務代理について	(緑土・総務課)	(第796号)	59

達

○ 名古屋市副市長担任意務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第23号)	60
----------------------	--------------	--------	----

教 育 委 員 会 規 則

○ 名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則		(第16号)	62
--------------------------------	--	--------	----

上 下 水 道 局 告 示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始		(第13号)	66
----------------------	--	--------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		70
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		74

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	78
○ 大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告	(市経・地域商業課)	82
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	87
○ 特別職人事異動	報 (監査・監査第一課)	88

規 則 の あ ら ま し

○ 市長代理順序規則の一部を改正する規則（第97号）

1 改正内容

副市長の変更に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 152条第 1 項の規定による市長の職務を代理する副市長の順序を変更します。（第 1 条関係）

2 施行期日

平成29年12月16日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 名古屋市副市長担任意務規程の一部を改正する規程（第23号）

1 改正内容

副市長の変更に伴い、副市長の担任する事務を変更します。（第 2条及び第 3条関係）

2 施行期日

平成29年12月16日から施行します。

教 育 委 員 会 規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則（第16号）

1 改正内容

(1) 名古屋市中川生涯学習センター等の管理を指定管理者に行わせることに伴い、規定の整備を行います。（第 3条、第 6条、第 8条から第29条まで、別表第 1、別表第 2、第 1号様式及び第 2号様式関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第 5条関係）

2 施行期日等

- (1) 平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。
- (2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができることとします。

市長代理順序規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月15日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第97号

市長代理順序規則の一部を改正する規則

市長代理順序規則（昭和32年名古屋市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「(1) 名古屋市副市長 新開輝夫 「(1) 名古屋市副市長 堀場和夫
(2) 名古屋市副市長 堀場和夫 を (2) 名古屋市副市長 伊東恵美子
(3) 名古屋市副市長 伊東恵美子」 (3) 名古屋市副市長 廣澤一郎 」
に改める。

附 則

この規則は、平成29年12月16日から施行する。

名古屋市告示第 765号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

平成29年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
丸の内ニコニコク リニック	名古屋市中区丸の内三丁目15番 3 号	平成29年10月 1日
やまがみ整形外科 腰痛クリニック	名古屋市名東区上菅二丁目1201番 地の 1	平成29年11月15日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
みずの歯科クリニ ック	名古屋市西区城西二丁目18番16号	平成29年10月10日
名古屋城デンタル クリニック	名古屋市中村区則武一丁目22番 4 号	平成29年10月20日

そよかぜ歯科クリニック	名古屋市守山区大字中志段味字下寺林 6番地の 3	平成29年10月 1日
森田歯科医院	名古屋市守山区小幡南一丁目23番1号	平成29年 9月 1日
ななつ星デンタルクリニック	名古屋市緑区鳴海町字山下78番地の 1	平成29年 4月 3日
堀部デンタルクリニック	名古屋市名東区高針原二丁目1802番地	平成29年11月15日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
かぐら薬局名古屋西店	名古屋市西区笠取町 4丁目53番地の 2	平成29年10月 1日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局ささ しまグローバルゲ ート店	名古屋市中村区平池町 4丁目60番地の12	平成29年11月 1日
ひまわり薬局	名古屋市中川区西日置二丁目 3番5号	平成29年11月 1日
あおき薬局	名古屋市緑区姥子山四丁目 103番地	平成29年 9月 1日
トヨミ薬局神沢店	名古屋市緑区神沢一丁目 310番地	平成29年 7月 1日
くまのこ調剤薬局	名古屋市天白区高島二丁目1808番地	平成29年10月 1日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局塩釜 口店	名古屋市天白区元八事四丁目84番地	平成29年11月 1日

4 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションりぽっけ	名古屋市千種区今池四丁目 1番11号	平成29年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 766号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年12月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	中京眼科	
所 在 地	旧	名古屋市熱田区三本松町12番23号
	新	名古屋市熱田区三本松町12番22号
変 更 年 月 日	平成29年11月 1日	

医 療 機 関 名	松本内科	
所 在 地	旧	名古屋市名東区社台一丁目 100番地
	新	名古屋市名東区社台一丁目 6番地
変 更 年 月 日	平成29年10月 1日	

2 歯科

医 療 機 関 名	旧	伊藤歯科医院
	新	いとう歯科医院
所 在 地	名古屋市西区市場木町 280番地	

変 更 年 月 日	平成29年 9月 1日
-----------	-------------

医 療 機 関 名	とみた歯科クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市守山区元郷二丁目 602番地
	新	名古屋市守山区大森一丁目2412番地
変 更 年 月 日	平成29年 8月23日	

3 薬局

医 療 機 関 名	旧	ハート調剤薬局中川店
	新	日本調剤尾頭橋薬局
所 在 地	名古屋市中川区尾頭橋三丁目 6番14号	
変 更 年 月 日	平成29年10月 1日	

4 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	ナースステーションけやき	
所 在 地	旧	名古屋市名東区本郷二丁目62番地
	新	名古屋市名東区上社四丁目 131番地
変 更 年 月 日	平成29年 7月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 767号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
そよかぜ歯科クリニック	名古屋市守山区大字中志段味字 下寺林 6番地の 3	平成29年10月 1日
ななつ星デンタルクリニ ック	名古屋市緑区鳴海町字山下78番 地の 1	平成29年 4月 3日

2 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日

たんぽぽ薬局名鉄病院前 店	名古屋市西区栄生二丁目24番 9 号	平成29年 9月30日
かぐら薬局名古屋西店	名古屋市西区笠取町 4丁目53番 地の 2	平成29年10月 1日
合資会社中山永和堂薬局	名古屋市中川区八幡本通 2丁目 2891番地	平成29年10月31日
あおき薬局	名古屋市緑区姥子山四丁目 103 番地	平成29年 9月 1日
くまのこ調剤薬局	名古屋市天白区高島二丁目1808 番地	平成29年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 768号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ゆうこ乳腺クリニック名駅	名古屋市中村区名駅四丁目 6番23号	平成29年10月15日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 769号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年12月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	のぞみクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市北区金城三丁目 6番10号
	新	名古屋市北区柳原四丁目 7番 7号
変 更 年 月 日	平成29年10月10日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 770号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
森田歯科医院	名古屋市守山区小幡南一丁目23 番 1号	平成29年 9月 1日

2 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
トヨミ 東海調剤薬局神沢 店	名古屋市緑区神沢一丁目 310番 地	平成29年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 771号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
株式会社くくる	名古屋市中川区一色新町一丁目 1304番地	平成29年 4月 1日
成田 大樹		

2 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

森接骨院	名古屋市中川区中野本町 1丁目11番地	平成29年10月25日
森 一成		
やまきファミリーほねつぎ	名古屋市南区堤起町 2丁目15番地	平成29年10月23日
山喜 亮		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 772号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり変更の届出がありました。

平成29年12月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名	前原 学	
施 術 所 名	旧	よつば治療院
	新	K E i R O W名古屋瑞穂東ステーション
所 在 地	旧	愛知県高浜市青木町 9丁目 1番地 123
	新	名古屋市瑞穂区八勝通 2丁目30番地
変 更 年 月 日	平成29年10月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 773号

生活保護法による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定施術機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

施 術 者 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 機 関 名		
田 島 正 博	名古屋市西区新道一丁目24番12号	平成29年10月 1日
田島接骨院		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 774号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年12月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
たかみ調剤薬局	名古屋市千種区高見一丁目 1番11号	平成29年 11月 7日

2 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
なの花薬局栄生店	名古屋市西区栄生二丁目 7番13号	平成29年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 775号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年12月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

介護事業者の名称		株式会社導夢
介護事業者の所在地		名古屋市中川区吉良町 138番地の 4
介護事業所の名称		ヘルパースペース導夢
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区打中一丁目 211番地
	新	名古屋市中川区吉良町 138番地の 4
変更年月日		平成29年11月 1日

介護事業者の名称		株式会社HCM
介護事業者の所在地		東京都港区東麻布一丁目28番13号
介護事業所の名称		アミカ港介護センター
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区小割通 1丁目 3番地
	新	名古屋市港区川間町 2丁目41番地

変 更 年 月 日	平成29年 6月13日
-----------	-------------

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社A Q U A
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市名東区新宿一丁目31番地
介 護 事 業 所 の 名 称	E A R T H
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市名東区明が丘60番地
	新 名古屋市守山区大字上志段味字樹木1657番地の 2
変 更 年 月 日	平成29年 6月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称	旧 有限会社馬建
	新 有限会社馬健
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市名東区上社三丁目 102番地
介 護 事 業 所 の 名 称	グランド・ケア訪問介護事業所
介 護 事 業 所 の 所 在 地	名古屋市名東区上社三丁目 102番地
変 更 年 月 日	平成29年 9月 4日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 事 業 所 の 名 称	藤田メンタルケアサテライト徳重北
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市緑区鳴海町字徳重18番地の40
	新 名古屋市緑区元徳重一丁目 205番地
変 更 年 月 日	平成29年11月11日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 事 業 所 の 名 称	藤田メンタルケアサテライト徳重北
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市緑区鳴海町字徳重18番地の40
	新 名古屋市緑区元徳重一丁目 205番地
変 更 年 月 日	平成29年11月11日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	かなる調剤薬局
	新	なの花薬局名古屋長須賀店
介護事業所の所在地	名古屋市中川区長須賀三丁目 704番地	
変更年月日	平成27年12月 1日	

介護事業所の名称	藤田メンタルケアサテライト徳重北	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字徳重18番地の40
	新	名古屋市緑区元徳重一丁目 205番地
変更年月日	平成29年11月11日	

介護事業所の名称	ケア調剤薬局徳重店	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字徳重18番地の39
	新	名古屋市緑区元徳重一丁目 205番地
変更年月日	平成29年11月11日	

5 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称	株式会社ひかり倶楽部	
介護事業者の所在地	名古屋市千種区下方町 3丁目37番地の 1	
介護事業所の名称	旧	うたたね
	新	グループホーム「うたたね」
介護事業所の所在地	名古屋市名東区高針一丁目 801番地	
変更年月日	平成27年 3月27日	

6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	株式会社導夢	
介護事業者の所在地	名古屋市中川区吉良町 138番地の 4	
介護事業所の名称	ケアプラン導夢	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区打中一丁目 211番地
	新	名古屋市中川区吉良町 138番地の 4

変 更 年 月 日	平成29年11月 1日
-----------	-------------

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社H C M
介 護 事 業 者 の 所 在 地	東京都港区東麻布一丁目28番13号
介 護 事 業 所 の 名 称	アミカ港介護センター
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市港区小割通 1丁目 3番地
	新 名古屋市港区川間町 2丁目41番地
変 更 年 月 日	平成29年 6月13日

7 予防専門型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社導夢
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市中川区吉良町 138番地の 4
介 護 事 業 所 の 名 称	ヘルパースペース導夢
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市中川区打中一丁目 211番地
	新 名古屋市中川区吉良町 138番地の 4
変 更 年 月 日	平成29年11月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社H C M
介 護 事 業 者 の 所 在 地	東京都港区東麻布一丁目28番13号
介 護 事 業 所 の 名 称	アミカ港介護センター
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市港区小割通 1丁目 3番地
	新 名古屋市港区川間町 2丁目41番地
変 更 年 月 日	平成29年 6月13日

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社A Q U A
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市名東区新宿一丁目31番地
介 護 事 業 所 の 名 称	E A R T H
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市名東区明が丘60番地
	新 名古屋市守山区大字上志段味字樹木1657番地の 2

変 更 年 月 日	平成29年 6月 1日
-----------	-------------

介護事業者の名称	旧	有限会社馬建
	新	有限会社馬健
介護事業者の所在地	名古屋市名東区上社三丁目 102番地	
介護事業所の名称	グランド・ケア訪問介護事業所	
介護事業所の所在地	名古屋市名東区上社三丁目 102番地	
変 更 年 月 日	平成29年 9月 4日	

8 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称	株式会社導夢	
介護事業者の所在地	名古屋市中川区吉良町 138番地の 4	
介護事業所の名称	ヘルパースペース導夢	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区打中一丁目 211番地
	新	名古屋市中川区吉良町 138番地の 4
変 更 年 月 日	平成29年11月 1日	

介護事業者の名称	株式会社K a p i r i n a	
介護事業者の所在地	名古屋市南区桜本町51番地	
介護事業所の名称	あさがおケアセンター	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市南区呼続四丁目14番15号
	新	名古屋市南区桜本町51番地
変 更 年 月 日	平成29年 6月19日	

介護事業者の名称	旧	有限会社馬建
	新	有限会社馬健
介護事業者の所在地	名古屋市名東区上社三丁目 102番地	
介護事業所の名称	グランド・ケア訪問介護事業所	
介護事業所の所在地	名古屋市名東区上社三丁目 102番地	

変 更 年 月 日	平成29年 9月 4日
-----------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 776号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年12月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
山田歯科医院	名古屋市西区市場木町 173番地	平成29年 11月 1日
こう整形外科	名古屋市中村区岩塚本通 3丁目11番 地	平成29年 10月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
山田歯科医院	名古屋市西区市場木町 173番地	平成29年

		11月 1日
こう整形外科	名古屋市中村区岩塚本通 3丁目11番地	平成29年 10月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
山田歯科医院	名古屋市西区市場木町 173番地	平成29年 11月 1日
こう整形外科	名古屋市中村区岩塚本通 3丁目11番地	平成29年 10月 1日
日本調剤いりなか駅薬局	名古屋市昭和区隼人町 3番地の 4先	平成29年 11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 777号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年12月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社H C M 東京都港区東麻布一丁目28番 13号	アミカ瑞穂介護センター 名古屋市瑞穂区惣作町 3丁目 3番地	平成29年 12月31日
株式会社H C M 東京都港区東麻布一丁目28番 13号	アミカ名古屋南介護センター 名古屋市南区桜台一丁目16番 11号	平成29年 12月31日

2 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月
---------------	---------------	------

事務所の所在地		日
株式会社ケア 2 1 大阪府大阪市北区堂島 2— 2 — 2	ケア 2 1 中村 名古屋市中村区鳥居通 4丁目 9番地	平成 29 年 12 月 1 日
株式会社 H C M 東京都港区東麻布一丁目 28 番 13 号	アミカ瑞穂介護センター 名古屋市瑞穂区惣作町 3 丁目 3 番地	平成 29 年 12 月 31 日
株式会社 H C M 東京都港区東麻布一丁目 28 番 13 号	アミカ名古屋南介護センター 名古屋市南区桜台一丁目 16 番 11 号	平成 29 年 12 月 31 日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第778号

事後調査結果報告書（供用開始後）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第1項の規定に基づき、事業者から大名古屋ビルディング建設事業に係る事後調査結果報告書（供用開始後）（以下「事後調査結果報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成29年12月12日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
三菱地所株式会社
執行役社長 吉田淳一
東京都千代田区大手町一丁目6番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
大名古屋ビルディング建設事業
大規模建築物の建築
- 3 対象事業の実施場所
名古屋市中村区名駅三丁目28番12号、27番5号 他
- 4 事後調査結果報告書の提出年月日
平成29年11月29日
- 5 縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市西区花の木二丁目18番 1 号

西区役所

ウ 名古屋市中村区竹橋町36番31号

中村区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

平成29年12月12日 (火) から同月26日 (火) まで。ただし、地域環境対策課、西区役所及び中村区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、西区役所及び中村区役所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第779号

見解書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第20条第1項の規定に基づき、事業者から金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る見解書の提出がありましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この見解書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成29年12月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋港管理組合

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村たかし

名古屋市港区港町1番11号

2 対象事業の名称及び種類

金城ふ頭地先公有水面埋立て

公有水面の埋立て

3 対象事業の実施予定地

名古屋市港区金城ふ頭三丁目地先公有水面

4 見解書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎5階）

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

エ 名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地

名古屋市国際展示場（以下「国際展示場」という。）

(2) 縦覧期間

平成29年12月12日（火）から同月26日（火）まで。ただし、地域環境対策課及び港区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課及び港区役所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

ウ 国際展示場

午前9時00分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第780号

公聴会について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第21条第1項の規定に基づき、金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る公聴会を開催しますので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成29年12月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋港管理組合

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村たかし

名古屋市港区港町1番11号

2 対象事業の名称及び種類

金城ふ頭地先公有水面埋立て

公有水面の埋立て

3 対象事業の実施予定地

名古屋市港区金城ふ頭三丁目地先公有水面

4 開催日時

平成30年2月3日（土）午後1時30分から

5 開催場所

名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地

名古屋市国際展示場

6 意見陳述に関する事項

(1) 意見を陳述することができる者

ア 本市の区域内に住所を有する者又はその推薦を受けた学識経験者（以下「学識経験者」という。）

イ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者（以下「通勤者」という。）

(2) 意見を陳述することができる者の人数

10名以内

(3) 1人当たりの陳述時間

10分以内（ただし、補足意見の陳述時間は5分以内）

7 意見陳述の申出に関する事項

(1) 申出の期限

平成30年1月10日（水）まで

(2) 申出先

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

（名古屋市役所東庁舎5階）

(3) 意見陳述の申出に必要な記載事項等

ア 公聴会において意見を陳述しようとする者の氏名及び住所

イ 通勤者にあつては勤務先の名称及び所在地

ウ 公聴会の対象である対象事業の名称及び種類

エ 見解書についての環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語により意見の理由を含めて記載すること。）

オ 学識経験者にあつては当該学識経験者を推薦する者の氏名及び住所、当該学識経験者の氏名及び住所並びに学識経験の内容並びに当該学識経験を推薦する理由を記載した推薦書を添付すること。

8 傍聴することができる者の人数

80名程度

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 781号

指定地域密着型サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 2第 1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年12月13日

名古屋市長 河 村 た か し

介護保険事業所番号		2390200109
事業所	名称	ブリッジライフ徳川
	所在地	名古屋市東区山口町11番13号
事業者	申請者	株式会社ハウス 108
	所在地	名古屋市東区筒井二丁目10番 8号
	代表者氏名	代表取締役 川口稔之
	代表者住所	名古屋市東区筒井二丁目10番 8号
指定年月日		平成29年11月 1日
サービス種別		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2390900187
事業所	名称	デイサービスゴールデンリング金山
	所在地	名古屋市熱田区高蔵町 2番 2号
事業者	申請者	バックオフィス有限会社
	所在地	名古屋市千種区東山通 1丁目35番地
	代表者氏名	代表取締役 川口進
	代表者住所	名古屋市守山区大森八龍一丁目2710番地
指定年月日		平成29年11月 1日

サービス種別	地域密着型通所介護
--------	-----------

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 782号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年12月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ベネ ッセスタイル ケア	ボンセジュール徳重ケア テーション	名古屋市緑区黒 沢台五丁目1309 番地の 1	平成29年 11月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社健遊 館	健遊館訪問看 護センター	名古屋市中村区 寿町25番地	平成29年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ビー ン	訪問看護キー プオン中川	名古屋市中川区 中島新町一丁目 611番地	平成29年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社やさ しい手	訪問看護かえ りえ小幡	名古屋市守山区 小幡南一丁目23 番 1号	平成29年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社u p ー L i f e	訪問看護ステ ーションは一 と	名古屋市名東区 一社四丁目 142 番地	平成29年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ツク	ツクイ名古屋	名古屋市西区東	平成29年	通所介護

イ	西東岸町	岸町 2丁目55番地	11月 1日	介護予防通所介護
社会福祉法人 清里	特別養護老人 ホーム比良清 里苑	名古屋市西区比 良三丁目 121番 地の 2	平成29年 11月 1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護
株式会社フュー ーテックホー ルディングズ	杉乃や	名古屋市東区主 税町 2丁目 3番 地	平成29年 11月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ソフト ケアサービ ス中部	訪問介護ぼー らーべあ	名古屋市西区花 の木三丁目11番 17号	平成29年 11月 1日	訪問介護
株式会社ハイ サス	訪問介護事業 所ルドスイエ	名古屋市昭和区 檀溪通 1丁目18 番地	平成29年 11月 1日	訪問介護
株式会社さわ やからいふ	デイサービス まほろば稲西	名古屋市中村区 稲西町90番地	平成29年 11月 1日	通所介護
株式会社やさ しい手	ゆめふる小幡 店	名古屋市守山区 小幡中一丁目33 番 2号	平成29年 11月 1日	通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 783号

指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第79条第 1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年12月13日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 清里	ケアプランセ ンター比良	名古屋市西区比 良三丁目 121番 地の 2	平成29年 11月 1日	居宅介護支援
株式会社アラ ウンド	居宅介護支援 事業所恵	名古屋市中区新 栄二丁目 1番 5 号	平成29年 11月 1日	居宅介護支援
株式会社H u m a n t o u c h	居宅介護支援 事業所ころ	名古屋市南区前 浜通 3丁目23番 地	平成29年 11月 1日	居宅介護支援
株式会社やさ しい手	やさしい手小 幡居宅介護支 援事業所	名古屋市守山区 小幡南一丁目23 番 1号	平成29年 11月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 784号

指定地域密着型サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 5第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成29年12月13日

名古屋市長 河 村 た か し

介護保険事業所番号		2371402385
事業所	名称	リハビリデイサービス風こみち緑
	所在地	名古屋市緑区曾根二丁目 160番地
事業者	申請者	株式会社サン・ヴィリーブ
	所在地	名古屋市緑区鳴子町 1丁目24番地の 9
	代表者氏名	代表取締役 清水敏子
	代表者住所	名古屋市緑区鳴子町 1丁目24番地の 9
廃止年月日		平成29年10月31日
サービス種別		地域密着型通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 785号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成29年12月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
ゴールド社会 福祉株式会社	ゴールドケア 名古屋	名古屋市名東区 高針二丁目1305 番地	平成29年 9月22日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社さわ やか	デイサービス まほろば稲西	名古屋市中村区 稲西町90番地	平成29年 9月28日	通所介護 介護予防通所介護

2 指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社サン ・ヴィリーブ	リハビリデイ サービス風こ みち緑	名古屋市緑区曾 根二丁目 160番 地	平成29年 9月22日	介護予防通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 786号

指定居宅介護支援事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第82条第 2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成29年12月13日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社なご やか福来朗	愛ふくろう居 宅介護支援サ ービス	名古屋市東区東 大曾根町48番 3 号	平成29年 9月11日	居宅介護支援
敬愛有限会社	瑞穂ケアセン ターあお空居 宅介護支援事 務所	名古屋市瑞穂区 大喜新町 4丁目 36番地	平成29年 9月19日	居宅介護支援
株式会社心樹	居宅介護支援 事業所ころ	名古屋市中村区 烏森町 5丁目33 番地	平成29年 9月28日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 787号

介護保険指定特別給付事業者の指定

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）第 6条の 2第 1項の規定により、介護保険指定特別給付事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年12月13日

名古屋市長 河 村 た か し

氏名又は名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社久樹	ニコニコキッチン名古屋中央店	名古屋市中区新栄二丁目31番 4号	平成29年 8月 1日
竹内雅規	まごころ弁当名古屋西店	名古屋市西区江向町 4丁目37番地の 2	平成29年 8月 1日
原田奈央子	ライフデリ名古屋昭和・瑞穂店	名古屋市瑞穂区田辺通 3丁目27番地	平成29年 8月15日
可児茂久	なごや配食センター	名古屋市瑞穂区白砂町 3丁目18番地の11	平成29年 8月23日
矢島照章	ライフデリみどり店	名古屋市緑区鳴海町字上汐田 105番地の 5	平成29年 9月29日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 788号

介護保険指定特別給付事業者の廃止

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）第22条の 6の規定に基づき、次のように指定特別給付事業者から事業を廃止した旨の届出がありました。

平成29年12月13日

名古屋市長 河 村 た か し

氏名又は名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社未来日記	まごころ弁当名古屋西店	名古屋市西区江向町4丁目37番地の 2	平成29年 7月31日
株式会社ソーシャルクリエーション	ニコニコキッチン名古屋中央店	名古屋市中区新栄二丁目31番 4号	平成29年 7月31日
白東欽	まごころ弁当中村店	名古屋市中村区沖田町 293番地	平成29年 8月 1日
松本路夫	まごころ弁当中川・中村・熱田店	名古屋市中川区中島新町三丁目1602番地	平成29年 8月 1日
藤俣直樹	まごころ弁当天白店	名古屋市天白区島田二丁目 911番地	平成29年 8月 1日
ライフパートナーズ合同会社	まごころ弁当守山店	名古屋市守山区天子田三丁目 902番地	平成29年 8月31日
株式会社中部ディナーサービス	株式会社中部ディナーサービス	瀬戸市坊金町 161番地 3	平成29年 9月30日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 789号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

平成29年12月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

名城公園名古屋城

2 変更内容

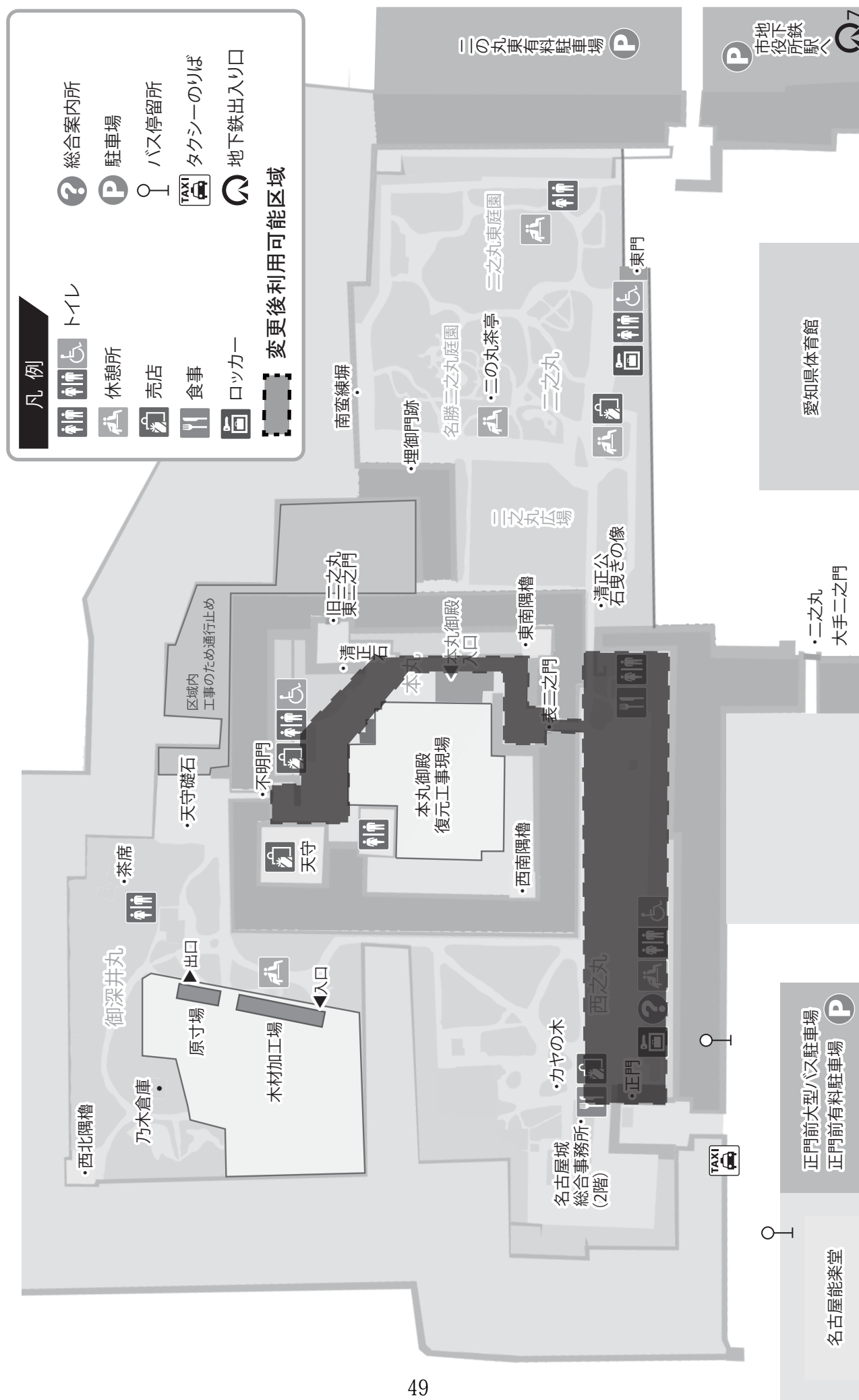
- (1) 平成29年12月23日から同月28日まで及び平成30年 1月 2日から同月14日までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 4時30分まで及び午後 5時30分から午後 9時30分まで」とします。
- (2) 平成29年12月29日及び同月30日を供用する日に変更し、その供用時間を「午後 5時30分から午後 9時30分まで」とします。

3 その他

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 5条の規定により、上記変更時間のうち午後 5時30分から午後 9時30分までの利用区域を別図のとおり制限します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

(別図) 変更後利用区域図



名古屋市告示第 790号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更します。

平成29年12月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

名城公園名古屋城

2 変更内容

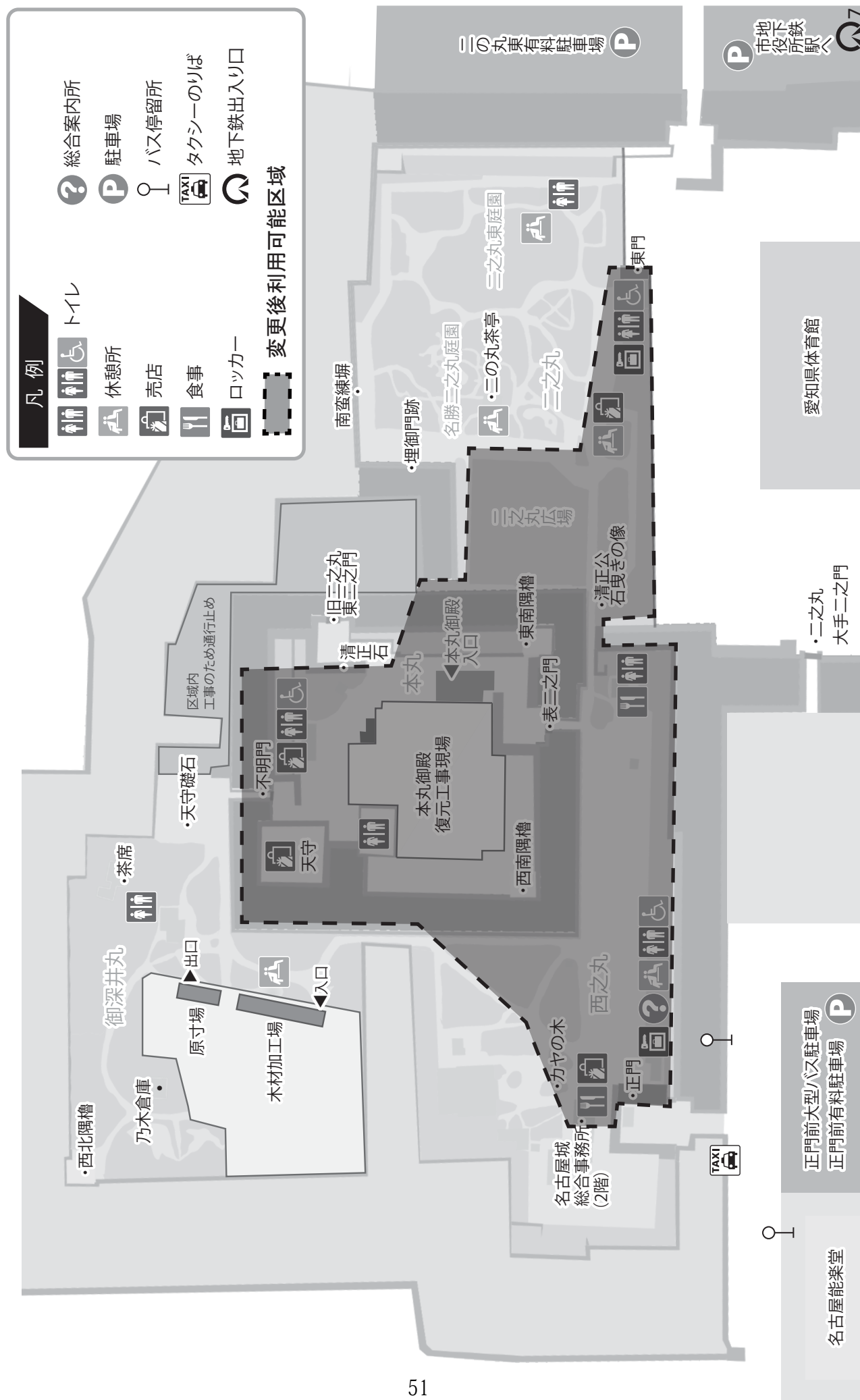
平成29年12月31日及び平成30年 1月 1日を供用する日に変更し、その供用時間を、平成29年12月31日にあつては「午後 9時から午後12時まで」とし、平成30年 1月 1日にあつては「午前 0時から午前 1時30分まで、午前 6時から午前 8時まで及び午前 9時から午後 4時30分まで」とします。

3 その他

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 5条の規定により、上記変更月日及び時間のうち、平成29年12月31日午後 9時から午後12時まで並びに平成30年 1月 1日午前 0時から午前 1時30分まで及び午前 6時から午前 8時までの利用区域を別図のとおり制限します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

（別図） 変更後利用区域図



名古屋市告示第 791号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年12月14日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

山田北第二 なかよし公 園	北区山田北町 2丁目	図面北79の区域	平成29年 6月 1日
---------------------	------------	----------	-------------

」

を

「

山田北第二 なかよし公 園	北区山田北町 2丁目	図面北79の区域	平成29年 6月 1日
山田北公園	北区山田北町 1丁目	図面北80の区域	平成30年 1月 1日

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成30年 1月 1日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 792号

名古屋都市計画特定街区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画特定街区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成29年12月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特定街区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市西区又穂町 2丁目の一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 793号

名古屋都市計画生産緑地地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成29年12月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域（ただし、市街化調整区域を除く。）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 794号

名古屋都市計画地区計画の決定

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり決定しました。

なお、関係図書は、同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成29年12月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 又穂町 2丁目地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

名古屋市西区又穂町 2丁目の一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 795 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成 29 年 12 月 15 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

緑区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
4 月 12 日（木）	徳重小学校（正門：玄関）
4 月 16 日（月）	滝ノ水小学校（北通用門：特別活動室）
4 月 17 日（火）	長根台小学校（正門：特別活動室）
4 月 19 日（木）	大高小学校（正門：体育館）
4 月 24 日（火）	鳴海小学校（東門：講堂）
4 月 25 日（水）	有松小学校（北門：体育館下）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の

場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第 796 号

守山土木事務所長の職務代理について

名古屋市土木事務所処務規程（昭和28年名古屋市達第14号）第4条第3項の規定により、守山土木事務所副所長山田隆が守山土木事務所長の職務を代理します。

なお、守山土木事務所長職務代理者が使用する公印は、公印規則（昭和37年名古屋市規則第9号）別表に規定する公所長印とします。

平成29年12月15日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市緑政土木局総務課

名古屋市達第23号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

名古屋市副市長担任事務規程（平成19年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月15日

名古屋市長 河 村 た か し

第2条中	「新開副市長	「堀場副市長	を	に改める。
	市長室 総務局 環境局 緑政土木局 上下水道局 交通局 堀場副市長 防災危機管理局 市民経済局 観光文化交流局 住宅都市局 消防局 伊東副市長 会計室 財政局 健康福祉局	防災危機管理局 市長室 総務局 市民経済局 環境局 住宅都市局 消防局 伊東副市長 会計室 財政局 健康福祉局 子ども青少年局 緑政土木局 病院局 教育委員会事務局 廣澤副市長		

子ども青少年局

観光文化交流局

病 院 局

上下水道局

教育委員会事務局」

交 通 局 」

第3条中「市長は」を「前項に定めるもののほか、市長は」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

前条の規定にかかわらず、女性の活躍推進に関する事務は伊東副市長が、観光、文化、経済及びまちづくりに関する事務のうち市長が指定する事務、子ども及び親の支援に関する事務並びにICTの活用に関する事務は廣澤副市長が担任する。

附 則

この達は、平成29年12月16日から施行する。

名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月15日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第16号

名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市生涯学習センター条例施行規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表名古屋市北生涯学習センター、名古屋市中生涯学習センター、名古屋市瑞穂生涯学習センター、名古屋市港生涯学習センター、名古屋市守山生涯学習センター、名古屋市緑生涯学習センター（分館を除く。）、名古屋市名東生涯学習センター及び名古屋市天白生涯学習センターの項中「分館を除く。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第2項中「分館を除く。」の次に「以下「千種生涯学習センター等」という。」を加える。

第5条中「（以下「図書等」という。）」を削る。

第6条第1項中「名古屋市中川生涯学習センター、名古屋市港生涯学習センター、名古屋市南生涯学習センター、名古屋市緑生涯学習センター及び名古屋市天白生涯学習センター（以下「中川生涯学習センター等」という。）」を「分館」に改め、同条第2項中「別表第1備考第3号及び別表第2備考第1号」

を「別表第1備考第2号」に改める。

第8条から第12条までを削る。

第13条中「第6条の2第3項」を「第4条第3項」に改め、同条を第8条とする。

第14条中「センター（中川生涯学習センター等を除く。次条及び第18条において同じ。）」を「千種生涯学習センター等」に、「別表第2」を「別表」に改め、同条を第9条とする。

第15条第1項及び第2項中「センター」を「千種生涯学習センター等」に改め、同条を第10条とする。

第16条第1項各号列記以外の部分中「第6条の3」を「第5条」に改め、同項第2号中「第10条第1項第2号アからケまでに掲げる手帳等」を「次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）」に改め、同号に次のように加える。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

オ 市長の発行する愛護手帳（これに類する療育手帳等を含む。）

カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病にり患している者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

ク 障害者総合支援法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証

（特殊疾病者に係るものに限る。）

ケ 市長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）

第16条を第11条とし、第17条を第12条とする。

第18条第1項各号列記以外の部分中「第6条の4ただし書」を「第6条ただし書」に改め、同項第1号中「センター」を「千種生涯学習センター等」に改め、同項第3号中「センター」を「千種生涯学習センター等」に、「使用日」を「使用の日（引き続き2日以上使用するときは、その最初の日。以下「使用日」という。）」に改め、同条を第13条とする。

第23条を第18条とし、第19条から第22条までを5条ずつ繰り上げる。

第24条第1項中「センター（分館を除く。以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第19条とする。

第29条を第24条とし、第25条から第28条までを5条ずつ繰り上げる。

別表第1を削る。

別表第2中「第14条」を「第9条」に改め、同表グランドピアノ1台（名古屋市昭和生涯学習センターに限る。）の項中「名古屋市昭和生涯学習センター」の次に「、名古屋市港生涯学習センター及び名古屋市天白生涯学習センター」を加え、同表陶芸窯1基（名古屋市熱田生涯学習センター、名古屋市守山生涯学習センター及び名古屋市名東生涯学習センターに限る。）の項中「名古屋市守山生涯学習センター」の次に「、名古屋市緑生涯学習センター」を加え、同表を別表とする。

第1号様式中「第13条」を「第8条」に、「第6条の2第3項」を「第4条第3項」に改める。

第2号様式中「第24条」を「第19条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市生涯学習センター条例施行規則の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手

続は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市上下水道局告示第13号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成29年12月15日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月14日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成30年1月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字 ・ 丁 目	摘 要	
千種区	東 明 町	6丁目 7丁目	一部	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局柴田 水処理センター
守山区	天 子 田 二 丁 目		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山 水処理センター
	森 宮 町		〃	〃

- 3 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	
分流式	千種区 守山区

排水施設の位置図

千種区（分流式）



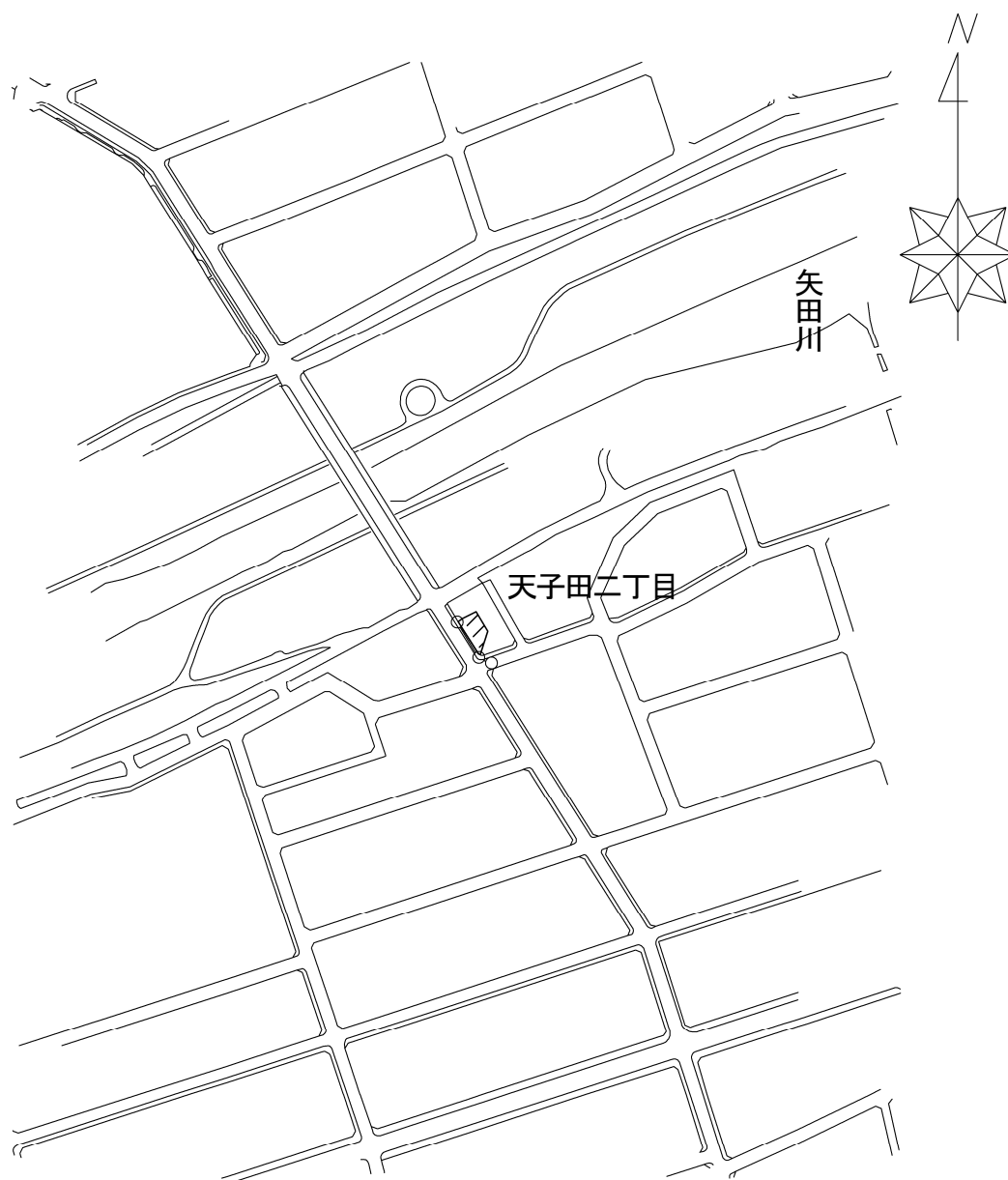
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 1



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 2



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年12月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン南陽ショッピングセンター

名古屋市港区春田野一丁目 330番 ほか30筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市港区春田野一丁目 330番地 外30筆	名古屋市港区春田野一丁目 330番 ほか30筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに

代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
1	(有)ヨシダ	代表取締役 吉田 洋一	名古屋市中 川区五女子 一丁目 1番 10号	—	—	—	平成 24年 4月 20日
2	(有)シュート ピア	代表取締役 西川 祐司	名古屋市中 川区下之一 色町字西ノ 切54番地	—	—	—	平成 23年 9月 20日

3	水野 伸泰	—	名古屋市港区当知町字堤外 657番地の 3	—	—	—	平成24年4月20日
4	西川 喜樹	—	名古屋市港区七反野一丁目 314番地	—	—	—	平成24年4月20日
5	伊藤 博幸	—	三重県四日市市大井手一丁目 1番30号	—	—	—	平成23年1月20日
6	(株)コックス	代表取締役 池内 清和	東京都江東区新大橋一丁目 8番11号	—	—	—	平成23年11月20日
7	(株)山文	代表取締役 奥村 明夫	名古屋市熱田区伝馬三丁目 2番53	—	—	—	平成24年4月20日
8	(株)ペグセゾンド	代表取締役 香取 秀宣	名古屋市中村区井深町10番28号	—	—	—	平成23年4月20日
9	(株)未来屋書店	代表取締役 中山 章	千葉市美浜区中瀬一丁目 6番地	—	—	—	平成27年2月28日
10	前田 豊次	—	名古屋市名東区高針三丁目 203番地	—	—	—	平成23年2月24日
11	(株)松葉屋	代表取締役 立松 茂雄	名古屋市中川区下之一色町中ノ切57番地	—	—	—	平成28年10月31日
12	—	—	—	村上 博昭	—	愛知県海部郡大治町大字北間島字大道35番地	平成27年10月1日
13	—	—	—	(株)プラザクリエイトストアーズ	代表取締役 大島 康広	東京都千代田区九段南四丁目 7番13号	平成24年6月29日
14	—	—	—	(株)米乃家	代表取締役 村瀬 昇平	名古屋市中種区内山二丁目16番20号	平成24年6月29日

15	—	—	—	(株)たかやま	代表取締役 宇藤 真司	愛知県半田 市清城町 1 丁目 3番地 1	平成 28年 4月 24日
16	—	—	—	(株)大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広 島市西条吉 行東一丁目 4番14号	平成 24年 6月 29日

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成29年10月13日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) No. 1からNo.11までの小売業者については、退店のため
- (3) No.12からNo.16までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

平成29年10月13日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年12月13日から平成30年 4月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意

見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 4月13日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年12月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン守山ショッピングセンター

名古屋市守山区笹ヶ根三丁目1228番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)コックス	代表取締役 池内 清和	東京都江東区新大橋一丁目 8番11号	—	—	—	平成23年 2月 20日
2	(株)川スミ	代表取締役 川澄 幸司	三重県桑名市大字大仲新田字新井水下67番地 3	—	—	—	平成24年 3月 20日
3	(株)キング	代表取締役 山田 幸雄	京都市下京区東塩小路高倉町 2番の 1	—	—	—	平成26年 8月 31日
4	関ヶ原醸造(株)	代表取締役 西脇 豊子	岐阜県不破郡関ヶ原大字 関ヶ原 3330番地	—	—	—	平成24年 3月 20日

5	(有)ドライブ	代表取締役 柳沢 真吾	名古屋市守 山区吉根 3 丁目1506番 地	—	—	—	平成 24年 3月 20日
6	(株)みどりや	代表取締役 石田 博明	名古屋市西 区南川町13 番地	—	—	—	平成 23年 1月 31日
7	むろい(株)	代表取締役 室井 聡一 郎	山梨県中央 市流通団地 一丁目 5番 地 2号	—	—	—	平成 28年 3月 31日
8	(株)鈴丹	代表取締役 吉田 馨	名古屋市昭 和区広路通 二丁目 5番 地	—	—	—	平成 28年 7月 31日
9	(有)リベット	代表取締役 横井 真人	愛知県瀬戸 市汗千町69 番地	—	—	—	平成 28年 3月 31日
10	—	—	—	(株)三城	代表取締役 澤田 将広	東京都中央 区銀座一丁 目 7番 7号	平成 24年 4月 26日
11	—	—	—	(株)ぷりず夢	代表取締役 森下 恵治	愛知県春日 井市東野町 5丁目 1番 地 5	平成 24年 3月 16日
12	—	—	—	(株)ジュエリ 一彩生	代表取締役 川澄 幸司	三重県桑名 市大字大仲 新田字新井 水下67番地 3	平成 24年 3月 30日
13	—	—	—	スマートツ ール(株)	代表取締役 三輪 哲久	岐阜県岐阜 市芋島三丁 目 6番20号	平成 26年 3月 18日
14	ペットシテ ィ(株)	代表取締役 豆鞆 亮二	千葉市美浜 区中瀬一丁 目 5番地 1	イオンペッ ト(株)	代表取締役 大島 学	千葉県市川 市南八幡四 丁目17番 8 号	平成 27年 3月 1日
15	(株)大谷	代表取締役 大谷 勝彦	新潟市弁天 二丁目 3番 18号	変更なし	代表取締役 大谷 尚子	新潟市南区 亀田工業団 地一丁目 3 番 5号	平成 25年 11月 11日
16	(株)未来屋書 店	代表取締役 中山 章	千葉市美浜 区中瀬一丁 目 6番地	変更なし	代表取締役 羽牟 秀幸	変更なし	平成 24年 10月 1日

17	(株)メガス ポーツ	代表取締役 南山 学	東京都中央 区日本橋蛸 殻町一丁目 36番 5号	変更なし	代表取締役 神谷 和秀	変更なし	平成 28年 5月 26日
18	(株)おく田	代表取締役 奥田 義隆	岐阜県岐阜 市神田町六 丁目18番地	変更なし	代表取締役 奥田 隆	変更なし	平成 26年 5月 12日
19	(株)セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣 市外渕二丁 目38番地	変更なし	代表取締役 河合 映治	変更なし	平成 26年 6月 24日
20	(株)ほていや	代表取締役 鵜飼 千寿 子	名古屋市東 区泉二丁目 21番25号	変更なし	変更なし	名古屋市中 区平和二丁 目 2番17号	平成 26年 1月 11日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 9までの小売業者については、退店のため
- (2) No.10からNo.13までの小売業者については、入店のため
- (3) No.14の小売業者については、名称及び代表者並びに住所変更のため
- (4) No.15の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (5) No.16からNo.19までの小売業者については、代表者変更のため
- (6) No.20の小売業者については、住所変更のため

5 届出の日

平成29年10月13日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年12月13日から平成30年 4月13日まで。ただし、名古屋市の休日を

定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の
休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗
を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に
ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意
見書の提出によりこれを述べるすることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 4月13日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年12月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン八事店

名古屋市昭和区広路町字石坂 3番 1 ほか 9筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市昭和区広路町字石坂 2— 1、 3— 1	名古屋市昭和区広路町字石坂 3番 1 ほか 9筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の

氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)クレイン	代表取締役 新垣 純	東京都港区 南青山五丁 目 6番26号	—	—	—	平成 28年 4月 30日
2	(株)ショップ エンドショ ップス	代表取締役 関 裕輔	東京都港区 南青山六丁 目 7番 2号	—	—	—	平成 28年 2月 29日
3	(株)丸澤屋	代表取締役 澤木 孝夫	名古屋市中 川区山王四 丁目 6番 2 号	—	—	—	平成 22年 9月 20日

4	(株)ほていや	代表取締役 猪飼 忍	名古屋市東 区泉二丁目 21番25号	—	—	—	平成 22年 9月 20日
5	(株)B e l l e ・ C h a p e a u	代表取締役 近森 俊彦	名古屋市中 区大須二丁 目16番26号	—	—	—	平成 29年 7月 21日
6	—	—	—	(株)ロベリア	代表取締役 柳田 文子	東京都江東 区越中島二 丁目 1番38 号	平成 25年 9月 21日
7	(株)イオンペ ット	代表取締役 小川 明宏	千葉市中瀬 一丁目 5番 地 1	イオンペッ ト(株)	代表取締役 大島 学	千葉県市川 市南八幡四 丁目17番 3 号	平成 27年 3月 1日
8	(株)新星堂	代表取締役 阿曾 雅道	茨城県つく ば市西大橋 599番地 1	(株)ワンダー コーポレー ション	代表取締役 日下 孝明	変更なし	平成 28年 2月 23日
9	磯田園製茶 (株)	代表取締役 磯田 義人	愛知県田原 市田原町柳 町28番地の 1	変更なし	代表取締役 磯田 尚久	愛知県田原 市大久保町 仲原 111番 地	平成 28年 2月 12日
10	(株)セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣 市外瀬二丁 目38番地	変更なし	代表取締役 河合 映治	変更なし	平成 26年 6月 24日
11	(株)ジーフッ ト	代表取締役 神谷 和秀	名古屋市千 種区今池三 丁目 4番10 号	変更なし	代表取締役 堀江 泰文	変更なし	平成 27年 5月 21日
12	(株)良品計画	代表取締役 金井 政明	東京都豊島 区東池袋四 丁目26番 3 号	変更なし	代表取締役 松崎 暁	変更なし	平成 27年 5月 20日
13	(株)両口屋是 清	代表取締役 大島 清	名古屋市中 区丸の内三 丁目14番23 号	変更なし	代表取締役 篠田 尚久	変更なし	平成 29年 7月 21日
14	(株)ドラッグ スギヤマ	代表取締役 杉山 貞之	名古屋市中 区栄三丁目 5番12号	変更なし	変更なし	名古屋市千 種区内山二 丁目13番 9 号	平成 20年 12月 10日
15	A s — m e エステール (株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都新宿 区住吉町 8 番12号	変更なし	変更なし	東京都港区 虎ノ門四丁 目 3番13号	平成 22年 11月 8日

16	(有)モリシタ	代表取締役 鈴木 章彦	名古屋市昭和区松風町一丁目22番地の1	変更なし	変更なし	名古屋市昭和区石仏町1丁目24番地の5	平成24年9月21日
17	(有)ビズ・カ ンパニー	代表取締役 陳 必正	宮城県塩釜市本町5番23号	変更なし	変更なし	宮城県多賀城市桜木三丁目4番1号	平成27年2月10日

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成29年10月13日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) No. 1からNo. 4までの小売業者については、退店のため
- (3) No. 5の小売業者については、大規模小売店舗立地法上の小売店舗ではなかったため
- (4) No. 6の小売業者については、入店のため
- (5) No. 7の小売業者については、名称及び代表者並びに住所変更のため
- (6) No. 8の小売業者については、名称及び代表者変更のため
- (7) No. 9の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (8) No.10からNo.12までの小売業者については、代表者変更のため
- (9) No.13の小売業者については、代表者の誤記修正のため
- (10) No.14からNo.17までの小売業者については、住所変更のため

5 届出の日

平成29年10月13日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年12月13日から平成30年 4月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 4月13日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8条第 2項の規定により意見書の提出がなされましたので、同条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年12月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）港明用地開発事業 商業施設計画
名古屋市港区港明二丁目 501番 1 ほか 2筆

2 意見書の提出状況

提出された意見書の件数
7件

3 提出された意見の概要

(1) 設置者が配慮すべき基本的な事項

ア 周辺地域についての十分な調査・予測

(ア) 説明会では交通量を勘案しているとのことであったが、国道 154号線からの流入、環状線からいろは橋を経由し、さらに江川線を経る経路の交通量の試算がかなり甘い。説明会で、地元住民から現状でも渋滞が酷いという訴えがあったにもかかわらず、「試算上は問題無い」の一点張りであった。あのままでは江川線付近の渋滞は著しく悪化すると思われる。

イ 地域住民への適切な説明

(イ) 説明会の開催案内は全戸配布とし、新聞折込みは見過ごすことが多いため改善すること。

- (イ) 届出書添付書類の交通量の現況調査は簡潔なもので良い。
- (2) 施設の配置及び運営方法に関する事項
- ア 駐車需要の充足等周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便確保のための配慮事項
- (ア) 駐車需要の充足等交通に係る事項
- a 経路の設定等
- (a) 来店車両の誘導方法について問題が多くある。江川線北側からの車両は、江川線東側にある大型店舗南方の道路を東側に迂回させる経路となっているが、当該道路は狭い上に歩道も無く、大型店舗、ドラッグストア、住宅展示場、マンション、市バスの停留所等の出入口が接する生活道路であり、現状でも渋滞及び事故が多発している。当該道路へ来店車両を迂回させれば、生活への影響は多大であり、事故を誘発しかねない。現在でも大型店舗からの出入車両との衝突事故が起きている。
- (b) 江川線北側からの車両を東側に迂回させる道路は、現状でも土日は大型店舗とドラッグストアの混雑のため、市バスが遅れたり、マンションからの出庫がしにくい状況である。来店車両を渋滞する狭隘道路へ誘導すれば、渋滞が悪化し、歩道も無いことから事故を誘発しかねない。また、当該道路は、中部労災病院への抜け道にもなっており、救急車のほか赤十字の緊急車両も通るため不測の事態にもなりかねない。説明会では、「試算上問題無い」「各施設の駐車場出入口には止まらないよう誘導する」との回答であったが、渋滞する中、各駐車場の出入口前で一般車両が停車しないよう誘導することは、警察官を常設しない限り不可能である。
- (c) 来店車両が最寄りの港明インターチェンジで降りた場合、渋滞はさらに悪化する。説明会では、「看板や周知により六番北インターチェンジで降りるよう誘導する」との回答であったが、ナビゲーションシステムに従い地図を見て来る場合には、最寄りの港明インターチェンジで降りることは目に見えている。

(d) 迂回する経路を廃案とし、江川線北側からの車両は、直接右折で店舗へ誘導すること。

(e) 店舗の入口だけでなく、付近に警備員を配置し生活道路への影響を防ぎ、事故防止を徹底すること。

イ 騒音の発生等周辺の地域の生活環境の悪化の防止のための配慮事項

(ア) 騒音の発生に係る事項

a 騒音問題への対応策

(a) 午後11時の閉店時間については、地域の夜間騒音や電気使用量を低減し、地球に優しいモデル地区として、長くても隣の大型店舗と同じ午後 9時とすべきである。

b 騒音の予測・評価

(a) 何故工業地域の区分になるのか説明が無い。商業地域の区分となるのではないか。店舗北側には住宅が建設される予定であるため、住居地域の区分となるのではないか。そうであれば、計画時点で環境基準を超えていることを認めることになる。

(b) 店舗北側に住宅が建設されることにより増加する車両台数も計算に加味すべきであり、 2期計画では新聞報道にある施設の新設が計画されていることから、騒音がさらに大きくなる効果として計算に入れるべきである。

(c) 名古屋市の基本方針「現状非悪化」は守れるのか。 a 地点は商業地域で夜間の環境基準は50dBであり、 1階から 5階までが既に超えている。店舗北側敷地は開発後に住宅となるが、これらの開発計画は名古屋市に届出がされていると思われる。住宅建設を前提としないのはおかしい。

(3) その他（「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に示されたもの以外）の事項

(a) 低炭素モデル地区として事業を認定し、公的補助もされているようであるが、何がどのように低炭素になるのかを明らかにするべきである。また、午後11時までの営業を認めるのであれば、名古屋市は低炭素モデル地区の認定を取り消すべきである。

- (b) 敷地内の土壌・地下汚染についての処理結果、現状とこれからの対策及び地域住民が心配している排水対策について、届出書、添付図面等も必要文書として加え、市民が閲覧出来るよう追加縦覧すること。
- (c) 周辺はゼロメートル地帯である。現在でも店舗敷地が高く、さらに土盛りされることから雨水等が出入口等から流出することを心配している。排水は敷地内で全て処理するとしているがその処理水はどこへ流すのか。市の下水か中川運河か、その場合の周辺地域への影響を明らかにすること。
- (d) 広い地域の排水処理のため、周辺ゼロメートル地帯の排水が遅れ、マンホールからの逆流が確認されている。その際に雨水、液状化水等の汚染物質が流出する恐れはないのか。それらの対策について説明すること。敷地内に地下雨水貯水タンクの設置を義務付けるべきではないか。
- (e) 土壌汚染はどうなったのか、説明して欲しい。
- (f) 地下水汚染が広がり地価が下がったら困る。対応して欲しい。
- (g) 9月も江川線の東側は雨で冠水した。再開発でさらに被害が増えることが心配である。対策をして欲しい。

4 提出された意見書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
港区役所情報コーナー、熱田区役所情報コーナー及び中川区役所情報コーナー

5 意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年12月15日から平成30年 1月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第 1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成29年12月15日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

平成29年12月20日（水） 午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第39号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可の取消しについて

第40号議案 農地法第 4条の規定による許可申請について

第41号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第42号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について

第43号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第44号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第45号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

名古屋市農業委員会事務局農政課

特別職人事異動

平成29年12月11日付

監査委員任命		小 川 令 持
--------	--	---------